緒になれたこと、そして、職員の知らなかった皆さんが力を合わせてやってくれたこと、これが非常に心に残っております。これを心に抱きながら、きょうは私、14年間の最後の議員の質問をさせていただきます。

第1点は、通告どおり行政改革、第2点、オンブズマン制度について、第3点、地震対策等々、今回も各議員さんも次の世代に向かっての熱い思いと愛する心で議論を交わしたわけでございます。それに対して、星町長は常にソフトで、優しいなと思うぐらいに、こんな私にもわかりやすく御説明してくれたこともたびたびあります。でも、世の中は陰と陽、太陽と月、その要因の中で男女がいるわけです。そんな中で、次の子どもたちの未来に向かって私たちはともに喜び、一人ひとりの幸せを願いながら一生懸命頑張ってきたのも事実だと思います。石の上にも3年。1年、2年はある程度は、執行部の皆さんもなれたところからなれていないところに来て、いろんな批判も言われながらも、いろいろな角度で頑張ってきているのも事実でございます。そのことを踏まえながら、いいところはいいと認めてあげるのも私たちではないでしょうか。私は、知らない議員さんたち、執行部の皆さん、職員の皆さんの各課所に行って、本当に御苦労をかけているな、頑張っているなという点も多数あります。上に立つ者には必ずくぎが打たれます。でも、それを排して合併の加美町をつくった星町長、そして執行部の皆さ

ん、職員の皆さん、議員の皆さん、町民の皆さんに私は熱い心で拍手を送りたいと思います。

それでは、第1問、行政改革。この問題については、少子高齢化ということで大変な時代になっていることも皆さんおわかりだと思います。国の財政 700兆円から 774兆円という赤字国債、このことを踏まえると町民は、年金がもらえるのかどうか、本当に将来の可能性があるのかどうかということで大変皆さんが心配しております。

その前に、今、一番困っていることは、人間が将来に向かっての夢を持たないということが 非常に私は残念に思います。でも、一生懸命取り組んで頑張って光る人たちもいるということ を常に胸に秘めたいと思います。このことは3人の議員さんもおっしゃいましたけれども、本 当に私たちが言うまでもなく、一番わかっているのは町長初め執行部の皆さんが10年間、本当 にこの財政でいいのかどうか、いち早くキャッチして合併したのも事実でございます。でも、 その特例債をいただいたから、これもあれも、あれもこれもという地域感覚で財政の、皆さん の血税を使っていいのかどうかということを非常に考えるべきだと思います。この点をもう一 度町長に聞きたいと思います。

第2点、オンブズマン制度。このことについては、私は旧中新田のとき2回ほど質問してお

ります。そのときはちょうど成長期からバブルがはじけるちょっと前でしたので大変日本の人たちが踊ってしまいました。そのツケが回って政治のいろんな使い込みとか、加美町ではそういうことがないので非常にうれしく思いますが、ないときこそ気をつけるのも大事なことではないかなと思います。なぜかといいますと、大阪市でもいろいろと職員の援助のあり方とか互助金のあり方とか目に余るものが情報で知らされているわけですから、国民はそれを皆見ているわけですね。ですから、やはり執行部の計算どおりに……、監査委員の方たちも大変御苦労していると思います。どうやってこの財政のやり方をしなければならないということ、御苦労は感謝申し上げますけれども、目に見えないところ、これでいいのかなと思うところ、私たち一人ひとりの議員も考えるべきであると思ってきました。このお金をこれに使っていいのかな、このお金があったら子どもたちに使ってほしいなということも多々ありました。ですから、第三者の役割でオンプズマン制度をつくってはいかがですか。これで3回目でございますので、星町長に御明解をいただきたい。

それから第3点、地震対策。地震対策は、この間までは宮城県沖地震は25%ですよとおっしゃったのが、もう50%近いと言われております。10年以内ということは、あす、今夜あるかもしれません。そのことが大変心配です。地震は一番大事なとうとい命、それから財産、それから人間の悲しさ、不幸、親兄弟、一人ひとりの幸せがばらばらになってしまいます。そのことを考えたとき、本当に加美町の方は今までの経験で、宮城県沖地震があったときも被害が少のうございましたので、危機感というのはないんじゃないかなと私は思っております。そのことを思ったとき、やはり1カ月に1回ぐらい全員でやって、どういう対応をしなければならないかとか、加美町としてもヘリコプターとか消防団とかいろんな角度で、女性の防火クラブ初め、幼稚園も入りながらいろんな角度でやっておりますけれども、そのことを踏まえながら、あ

すあったらどうしようということに立った視点で町長のお話をもう一度聞きたいと思います。 以上3点、よろしくお願いいたします。

議長(米木正二君) 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長(星 明朗君) 27番畠山議員の御質問3点についてお答えを申し上げます。

まず第1点、行財政改革でありますが、次の世代に借金を残さないような行財政改革が必要ではないかと。町長としての考えをということでございます。

御案内のとおり、現在の地方財政の状況は、いわゆる3割自治という用語に象徴されますよ

うに、みずから生み出すお金というのはもう3割にも満たない状況であります。補助金、交付金等々、あるいは国からの負担金、県からの負担金、そして、多くは地方債と言われるいわゆる借金に頼っている状況でございます。

そういう状況を踏まえまして、一つの事業をやるときに、みずからのお金だけで事業をやれば借金は残らないわけでありますが、しかし、行政需要というのは大変大きゅうございます。例えば、どうしてもやらなければいけない仕事、事業がいっぱいございます。例えば今進めております下水道、水道事業、それから17年度から始まります合併浄化槽の事業、これは次世代のためにも絶対町が手がけなければならない事業であります。そして、しかも多額のお金を要するということでありまして、国の制度上、どうしても起債、地方債というものに頼らざるを得ない現況であります。だとすれば、いかに有利な地方債を導入する、あるいは補助事業を導入するかというのがその行政手腕にかかっているわけでありまして、今回、行財政改革の最たるものとして私たちが選択をした合併という選択肢をとったわけであります。

地方債というものの考え方は、一つの事業を実施したときに、現在の世代あるいは次世代の方、または次の世代の方々、長期間にわたってその利益を受ける方々が地方債の償還という、いわゆる借金払いのためにその世代世代の、時代時代の方々がある程度の負担をするという意味から、いわゆる長期の地方債を導入するというシステムになったわけであります。そういうことを考えますときに、借金を残さないようにというのは恐らく不可能なことではないのかということであります。可能にするためには、一切これから仕事をやらない、事業をやらないということになってしまいます。そういうことができるはずもありませんし、学校でもあるいは町営住宅でも20年、30年すれば建てかえということに当然なってまいります。そういうときには、やはり30年、20年というスパンでその時々の住民の皆さんが税金からお支払いをするということになります。

しかし、それが長年たまりまして、予算書を見ていただくとわかりますが、毎年20億円ぐらい、二十五、六億円のいわゆる借金を払っていく。私自身、これがなければ何でもやれたのになという思いでありますが、やはりその世代世代の、時代の責任としてやっぱり先達がいろいる事業を整備していただいた、地域整備をしていただいたものを私たちの時代にもお払いをしていくという制度なわけでありまして、やむを得ないことだと思っています。

しからば、どうするかということで、余り高いお金は借りない、そして有利な資金を導入するということであります。そしてまた、不要不急のものはつくらない。絶対必要なものを選んで、そして緊急性の高いものを選択しながらこれから事業をやっていかなければならない。そ

ういう思いを新たにしているところでありまして、できることならば借金をしたならば、それに幾らかでも近づくように貯金をしていくという、いわゆる財政調整基金も積み立てていって、なるべく貯金も残していくという努力が必要なのではないか。今のところ申し上げられるのはその程度で、そういうことに向かって努力をするということで御了解をいただきたいなというふうに思います。

それから、二つ目でありますが、オンブズマン制度。御案内のとおり、今回で3回目の質問をいただきました。平成5年の12月と平成8年の9月議会で御質問がありました。そのときも申し上げたんでありますが、1800年代の初頭にスウェーデンで創設された制度なそうでございます。ですから200年以上も前にできたものでありまして、行政が法を守っているかどうか、あるいは変な方向に行っていないかどうか。今はお金の使い方のみに何か走っているようでありますが、スウェーデンの場合には議会や行政の監察官的な役割を果たしていたということで、中立的な立場で原因を究明し、是正措置を講ずるような制度であったということであります。宮城県が情報公開で全国一位になったということに象徴されますように、仙台市民オンブズマンというのがありますし、札幌や川崎市のようにオンブズマン条例というのを制定して、市みずからが議会の承認を得てオンブズマン制度をつくるというようなことがございました。

我が町として振り返ってみますと、まず一つは、行政の監視役としては皆さんのお立場の議会があると思います。きちっとした道筋を審議する、行政のやり方を審議するということでの監視役的な意味を持っておりますし、また、当然のことながら、監査委員さんがお二人おいでで、行政全般にわたって、財政も含めて審査、監査をいただいておりますので、現在のところはこれで十分機能しているのではないかと私は理解をいたしております。

往々にして役場、職員内でいるいるな団体のお金を扱うという、他の自治体にも億単位で不正があったということが随分報道されておりますけれども、そのようなことのないように職員間の現金取り扱い、あるいは事務取り扱いの姿勢を正すために、担当者を別々にしたり、お互いにチェック機能を持たせたりしてやっておりまして、いやしくもそのような事件、事故が起こらないように万全を期しているつもりでございます。私自身の姿勢も含めて、今後努力をしてまいります。他町村の先進例なども研究をしながら今後推移を見守ってまいりたいと思いますので、このことについても御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、地震対策についてでありますが、昨日の質問あるいはこれまでの議会でも申し上げておりました。もう10年以内に50%という、御指摘のとおりであります。まさにあした起こるかもしれないし、5年後に起こるかもしれない。そういう確率の高いところで日に日に防災

意識の高まりというのもありますが、実際に災害が起きた場合に、どれだけ行政の機能あるい は町民の皆さんが機能するか、対応できるかというと甚だ疑問でございます。

そういうことから、きのうも申し上げましたように、きめの細かな防災組織を機動的に、そして細かく組織をし、常に訓練をしておくということが大事でありまして、行政区単位に、あるいはその行政区の中の班単位に防災組織を立ち上げて、常に連携を強めながら、年に1回、2回は少なくても訓練をしていくということをこれから今後10年以内でやっていただきたい。そのほかに、町としての役割としては、非常の場合の備蓄品あるいは家具転倒防止策、そして耐震診断ですね。それから、危険だと診断された方々には、その改築をする際には助成もお出しするということの制度を設けております。しかし、耐震診断についても、なかなか町がお声がけをしているわけでありますが、希望なさる方がいらっしゃらないようでありまして、これも熱を入れて、よりPRして、予算が足りなくなるぐらいに申し込みをいただければありがたいなと思っているところであります。

また、前にも申し上げましたように、今年度は西小野田地区に町としての非常の備蓄を行ってまいります。この間、広原小学校に参りましたら、期限切れのミルクがありまして、役場に持ち帰ったわけでありますが、そういうことの検証も含めて、万全を期してまいりたいと思っております。

きのうの答弁に尽きると思いますが、なお御理解をいただきたい。行政主導型の防災組織ではなくて、住民の皆さんがみずから立ち上げた防災組織が、いざというときに非常に機能する組織だと思いますので、町も今年度力を入れて、17年度力を入れて、区長さん方と協力をしながら頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。議長(米木正二君) 27番。

27番(畠山こずゑ君) 御答弁ありがとうございました。

私が心配しているのは、まず第 1 点、財政問題なんですけれども、65歳も 4 人に 1 人という、そういう時代に来ていることも、目の前に迫っているわけです。 3 人に 1 人ももう10年以内、20年以内に来るということ、そういうことを考えたとき、やはり財政の状況を見てもわかるように、本当にこれでいいのかなという感じは、心配です。ですから、今、町長がおっしゃったように、ともに痛みを分かち合いながらやりますときのうの質問でもおっしゃいましたけれども、本当にそのとおりだと思うんですね。これからはやっぱり我慢する心も、住民とともに一緒に取り組んでいかなければ、この財政は乗り越えられないんじゃないかな。15年から20年以内に破産すると、国自体が。そのことを考えたとき、国が破産するということは地方も破

産ですよね。そのために 774兆円という大変な赤字国債。それは一人ひとり借金が約 500万円。それが 600万円とだんだん上がってくるはずなんです。それは少子高齢化も伴っているということと考え合わせますと、本当に大変だなと。でも、大変、大変は言っていられません。

そこで、私は二宮金次郎さんのことを今こそ学ぶべきだと。本当に独学をしながら、今の子 どもたちは二宮金次郎さんを知らない子どもがたくさんおります。旧中新田の方にも見えない ところの奥に行って、私が小さいときは正面でした、校長やら職員の人たちが入るところの。 そして、私は小さいながらも本当に本を読みながら、独学でも勉強してすばらしい人だな、そ ういう気持ちが小さいときから、学校入ったときから心の中に入っているわけですよね。それ は勉強するにこしたことはないけれども、そうやってやる気があれば人間も成長もするし、い ろんな面で役割ができるということを小学1年生からその気持ちがついているわけです。この 時代だからこそ、財政を守り立てて、私が言うまでもなく、町長はそのこともわかっていると 思うんですけれども、住民にこの大切なときだから夢と希望を持ってやれるんだという、そう いう手腕なり指導力を発揮するべきだと私は思っております。私も二宮金次郎の本を持ってい ますので、町長さんもお持ちだと思いますけれども、そういうことで、私なりにそういう点で すごいなと思っております。ぜひこれから、昔のいい人のそういう足跡なり経験なりを今の時 代こそ原点に返って、足元を見てやらないと、次の世代に本当にいいのかなと。ですから、全 然借金を残さないということはできないはずです。でも、住民一人ひとりが「これに借金かけ てもいいよ。おらは我慢するよ」と、そういう取り組み方が、そして、このものをつくったな らば、これだけのお金がかかって、これだけ借金になって、あなたたちは払わなければならな いという、そういう指導力も大事じゃないかなと思いましたので、その旨を申し上げたわけで すから、その点一つ。

あと、それからオンブズマンも、こちらに書きましたけれども、だれを信じたらいいかわからないこの世の中で、本当に人間性、命の源、いろんな事件がたくさんある中で、財政の方がこうなっていたら、悪くならないうちにチェックすることも大事だと思います。おれおれ振り込め事件などなど、それから、カードで自分のお金が 1,000万円も引き出されたり、でも、今度、新しく「手の脈で押すと絶対反応しますので、ほかの人が幾らカードを落としても大丈夫」という時代が来ましたから、それはある一定の大きい銀行であるようでございますけれども、いち早くそういうのも活動なっていただきたいなという願いでおります。

私が申し上げたときは、人口が少ないからという回答でございました。そのことを踏まえて、3町が合併して、私は古川市にも行ってオンブズマンのことを聞いたり、やっぱりチェッ

ク機能も大事だと思いますので、そのときお金がかかるとかと言いましたけれども、それ以上にもっと大事なのは、正しく、いかに皆さんの税金が納得できる方法に使われているかということが一番大事なような気がいたしますので、もちろん議員は議員の角度で行政をチェックします。監査の方たちもチェックしますけれども、人口割合ではどんなふうに考えていらっしゃるか、その点も一つ。

それから、地震対策なんですけれども、あす来るかわからない。震度6にしますと、一番危険なのが大きいものだそうです、タンスとかテレビとか。その実験が進んでいることの例が出ましたので、私たちは一応町でもいろいろ役割をしていると思うんですけれども、本当に夜、自分が眠っていて、もしここに地震が来たらどうするんだべなという考えはいつでも私持っています。水は大丈夫か。それから、上の方には余り重いものを乗せないとか、危ないものをかけ過ぎない。今、世の中が余り豊かになり過ぎて物が多過ぎます。ですから、その位置とかなんかも今から、一つは余り物を置かない部屋をつくるとかなんか、そうしていかないと大変じゃないかなと思いますので、地震のことも大変心配でございますので、震度6強なんか来たら人間の逃げ場がないということと、どこに逃げていいかわからないということと、たくさんあると思いますので、その点も含めてもう一度3点ご回答いただけたらお願いいたします。議長(米木正二君) 町長。

町長(星 明朗君) まず、第1点でありますが、畠山議員おっしゃるとおりでございます。 残念ながら加美町は人口がふえる現象ではなくて、減る現象でございます。今後、まちづくり によってそれに歯どめをかけるよう努力をいたしているわけでありますが、少子化の波を受けますと、どうしても人口はそうふえる要素はないのではないか。だとすれば、今の人たちが借金をして、人口が少ない時代の方々が負担をすると大変なことになりますので、その旨を理解をしといいますか、肝に銘じながら、私自身も職員も危機感を持ちながら今後の行財政運営に当たりたいと思いますので、特段の御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、オンブズマン制度については、先ほど申し上げましたとおりでありますが、規模的にもまだまだ小さい町であります。単独の町で3万人を超す町がたくさんございます。亘理町、それから柴田町、そして富谷町もそうですね。そういうところではまだ導入していないところがありますが、導入する、しないということではなくて、みずからの襟を正して不祥事を未然に防止をするということでございまして、現在の機能を十分に生かしながら、議会の皆さん、そして監査委員の皆さんの御指導をいただきながらとりあえずは当面進んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

それから、防災でありますが、まさに御意見のとおりでありまして、個人個人が例えば家庭内の危険物を取り除くということは、これからの意識啓発の中で行っていかなければならない。それもこれも防災組織を立ち上げて、小さい単位で研究を重ねることで、そういうことが身近なものとして理解をいただけると思いますので、今年度は地域防災、地区防災の初年度、スタートの年として力強く皆さんとともに歩んでまいりたいと思いますので、よろしく御指導いただきますようにお願い申し上げて、終わります。

議長(米木正二君) 以上をもちまして、27番畠山こずゑさんの一般質問は終了いたしました。 次に、通告14番、8番早坂 理君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

[8番 早坂 理君 登壇]

8番(早坂 理君) それでは、8番早坂、質問させていただきます。

何かラストバッター、最後の質問者のようでございますので、よろしくお願いします。

前者が皆しゃべったことでございますけれども、私も最後に合併効果を推進する町づくり、 その課題と方策、何かかたいことを書いておりましたけれども。

その中で、加美町は合併の先達者として2カ年間を経過いたしました。加美町は、宮城県内でも仙台市に次ぐ広大な面積を有しております。その自然空間を生かした観光開発と基幹産業の農業、地場産業の振興策、その辺の理念、所信をお伺いします。

次の2点目、これもそれに大きなかかわりを持つわけでございまして、町民バスの運行策、 これは昨年の後半に試行運転をやりました。やはりバス運行は加美町一体化のため、ひいては 過疎の脱却のため、町発展には不可欠の施策であると思います。この2点目につきましては、 前者からかなり質問がありましたが、私は私なりに質問いたします。

まず、1点目でございますが、合併効果推進、その課題です。今までの質問者もそれを中心 に質問ありました。私も過去を若干振り返りながらお伺いいたしたいと思います。

加美町の総合計画のタイトルは「合併してよかったと実感できるまちづくり」、まさにそのとおりであります。この町おこし、今振り返ってみますと、竹下内閣のふるさと創生 1 億円の交付がございました。それで自治体の知恵比べが行われまして、全国でその使い道の一番多かったのは温泉ボーリングでありました。薬菜山にも温泉がわき出し、それから薬師の湯、ウォーターパークができ、さらにリゾートが参入いたしまして、ゴルフ場、スキー場が整備されまた。それに加えて、地産地消のハイツ、ぶな林、レストランですね。それから、産地直産の直売土産センター。その当時、訪れる客にとしまして地場産品のカジカ、それからカブト虫の養殖、これも何年か行った一人でもございます。そういうのを辺地債を最大限に利用いたしまし

て整備いたしましたし、やはり一人だけではだめでございますので、春夏秋冬のイベントの立ち上げにより農業と観光の一元化による町おこし、それに全力投球されました。かつ「薬菜町長」「お祭り町長」と名を馳せました古内前小野田町長に今、敬意の念でいっぱいであります。星町長もまた新生加美町のシンボルの一つに薬菜山を挙げてございます。それに、私は特に自然の活用、ゆ~らんどと薬師の湯の一体化、これは相乗効果に、まちづくりのためにも重要な課題であろうと思います。したがいまして、加美町全域の大自然と調和した産業、農業振興策の基本的な理念と申しますか、町長に伺います。

次の2点目でございますが、先ほど申し上げましたように、バス運行につきましては、12月 議会でも多岐にわたって質問がなされましたし、今議会でもこれから検討して17年度の後半、 場合によっては18年度でもいいと思いますけれども、本格的な運行を検討してまいると。これ は当然だと思います。すぐ運行計画をして、また見直すとかじゃなく、じっくりと検討なされ ていただきたいと思います。

特にバス運行で私は加美病院に対する通院対策であります。加美病院は老健病院として旧加美4町で拠出、建設され、運営もなされております。その中でも特に私は宮崎地区、小野田地区の山間部の方でございますか、こういう方々のその加美病院に対する通院の方策でございます。今、数少ない路線バスでは、中新田で乗りかえて、さらに色麻のバス停に行って、病院まで徒歩。それから、帰りの時間までの待ち時間の過ごし方、この辺が非常に大事でございまして、今後の本格的運行に向けているいろ議論の一つだろうと思いますけれども、やっぱり老健病院でございますので、高齢者の方々の通院対策が非常に大事だと思いますので、この辺をひとつお伺いいたします。

それから、最後に一言だけお許しを得まして申し述べさせていただきます。

私も1年生6年間、大変お世話さまでございました。やはりまちづくりというものは総花的であったりバラ色、まして即効薬などはあり得ないと思います。今こそ、合併特例期間が過ぎようとしておりますので、町の執行部あるいは議会議員としての役割を再認識するときでもあるうと思います。特に第一線に立つ職員皆様一人ひとりの努力と仲間の交流と和がまちづくりの原点だと思います。職員の御労苦に感謝を申し上げます。限りない加美町の発展を願って終わります。ありがとうございました。

議長(米木正二君) 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長(星 明朗君) 8番早坂 理議員から御質問をいただきました。14人中の14番、最後の

締めくくりとしてごあいさつもちょうだいいたしました。この6年間、大変お世話になりましたし、また、私自身も早坂議員現職時代に同じ役場の職員として御指導、お世話になりましたこと、改めて御礼申し上げたいと思います。

まず、第1点、観光開発といいますか、リゾート関係の御質問でございます。御意見のとおり、加美町には、前段で御質問ありましたように、大変多くのいい資源がたくさんございます。その一つが薬業であり、鳴瀬川であり、この水田地帯を形成するいわゆる田園地帯、この加美町全体だと思います。それゆえにリゾート法の適用のもとに積水化学さんと共同で事業を展開いたしました薬薬山麓の開発、数少ない成功例の一つと私は思ってございます。いろいろ現時点では困難な部分も見えてまいりました。と申しますのは、御案内のとおり1億円事業でたくさん温泉ができてまいりましたし、また、このごろになって各地でまた温泉掘削が始まりました。まさに日本人の温泉好きのあらわれだと思います。4月以降には田尻町が温泉開業するということなそうでありまして、少なからず集客に影響があるのではないかということで、私たちも少し緊張感を持って17年度の事業を展開していかなければならないというふうに思ってございます。

そういう中で、やはり加美町の特性を生かした観光事業の展開というものが求められてくると思います。そのためには、御指摘のありましたように、観光資源ではなくて、いわゆる農業資源といいますか、そういうものと連携をした集客というものも大変大事であろうということであります。いわゆるアグリビジネスといいますか、それは産直、さんちゃん会さんに象徴されること、あるいは民宿等々、グリーンツーリズムと連携をしながらの観光、文化施設との一体的な開発というものも求められることだろうというふうに思うわけであります。

が、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、住民バスでございますが、きのうの答弁でも申し上げましたように、試行の中ではまだ見えてこない部分がございます。それから、一番少なかったのは、実は公立加美病院へのいわゆる通院のお客さんが少なかったということであります。これは、利用している人がいないのではなくて、御指摘のとおり時間帯、待ち時間等々があってそういうことになっているのかもしれませんが、実はきのう、病院の状況を報告いたしました際に、入院されている方が非常に多いんですね。そのことで加美町の負担が多くなっております。果たして何人いらっしゃるのか、これは調査すればわかりますが、通院されていらっしゃる方が何人いるのかということで、この住民バスの本格運行も考えてまいりたいと思うわけであります。

そういうことで、実はきのうも申し上げました乗り合いタクシー的なものですね。それから、きょうの新聞に載っていましたけれども、ある町でワゴンでのバス、大きなバスでなくてワゴン車なり小型のバスで住民バスを運行するというようなこともありましたので、そういう先例地、先進地を見習いながら、各方面と相談をしながら、この住民バスの運行については、これは先ほども申し上げましたが、御意見もありましたように、合併協議の中での一番大きな課題でございましたので、3年目を迎える17年度でありますから、ぜひ実現するように頑張ってまいりたく思っております。

いろいろな諸問題がありますけれども、それらを一つひとつ分析をしながら、よりよい加美町の住民バスへの移行ということにしてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。ありがとうございました。

議長(米木正二君) 8番。

8番(早坂 理君) それでは、1点だけひとつお伺いします。

今言った加美病院に対する運行で私ども考えるんでございますけれども、もちろんこれから検討なされるわけでございますが、通院の際、今言ったように、なかなか難しいコースでございますので、特に人数が少ないとなりますれば、あるいは1人、2人ということもあると思うんです。その際でしたら、営業のタクシーですね、これを活用した際のいわゆる料金の割り引きといいますか、そういう制度。それがいっぱいになりましたら、逆にバスを病院に配置して、運転を依頼して回すとかいろいろな方法があると思います。そういう点の考え方ですね。

それから、現行の患者輸送車、これらの使い道ですね。これは路線バスとの関係もあると思 いますけれども、そういう観点。

それと、最後に申し上げました待ち時間ですね。そんなに何回もバス運行もできませんか

ら、朝に行って夕方まで待っているとなりますれば、あそこは老人ホーム的な施設もございます。そこで楽しい過ごし方をするような方策、そういう点を十分考えていかなければならない と思いますので、その辺ひとつお伺いしまして、私の質問を終わります。

議長(米木正二君) 町長。

町長(星 明朗君) 加美病院の通院の関係でありまして、本来もっと早く調査をしなければならなかったんでありますが、きのうも申し上げましたけれども、いわゆる乗り合いタクシー的なことで解消するということもあるのではないかと思います。割り引き制度もその試案の一つであると思いますが、これには業者さんの御協力も必要でありますし、加美病院に限らないと思うんですね。宮崎から、あるいは小野田の漆沢、寒風沢から出ていらっしゃるときに、バスもあることはあるんですが、時間帯が限られていると。あるいは、寒いところで待たなければならないということであれば、タクシーさんと契約をして2人ないし3人で、町内のお医者さんで降りていただいて、あと加美病院まで行くというコースで料金も設定することも、あながち不可能ではないと思うんですね。そういうシステムも総合的に考えていきながら、バス、あるいはバスにかわる交通手段というものを考えてまいりたいと思います。やっぱり患者輸送車あるいは待ち時間等があってそういう問題が出てきていますので、それらも調査をし、現在利用されている方にしか意見を伺うことはできないと思いますが、そのことを調査しながら、ぜひ実現に向けて努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上であります。

議長(米木正二君) 以上をもちまして、8番早坂 理君の一般質問は終了いたしました。 これをもちまして、本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時13分 休憩

午後1時00分 再開

議長(米木正二君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議発第1号 加美町議会委員会条例の一部を改正する条例について 議長(米木正二君) 日程第3、議発第1号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例につ いてを議題といたします。

ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。藤原耕夫君、御登壇願います。

〔36番 藤原耕夫君 登壇〕

36番(藤原耕夫君) それでは、提案者の私、議会の運営委員長として皆さんに説明を申し上げます。

議発第1号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

これは、この間の協議会のとき皆さんに事務局の方から説明したことでございますが、これは、合併による議員特例の任期が本年3月で満了し、4月より議員数が49名から20名に減することに伴い、新常任委員会の定数を改正するものでございます。

これまでの四つの委員会を総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、産業経済常任委員会 の三つの委員会とし、委員会の定数も別紙議案のとおり改めるものでございます。

また、議会運営委員会の定数もこれに合わせて改正いたしますので、よろしく御承認のほど お願い申し上げる次第でございます。第1号議案、皆さんの御承認をお願いいたします。どう もありがとうございました。

議長(米木正二君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例についての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(米木正二君) 御異議なしと認めます。よって、議発第1号加美町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議発第2号 加美町議会会議規則の一部を改正する規則について 議長(米木正二君) 日程第4、議発第2号加美町議会会議規則の一部を改正する規則につい てを議題といたします。

ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。藤原耕夫君、御登壇願います。

〔36番 藤原耕夫君 登壇〕

36番(藤原耕夫君) それでは、議発第2号加美町議会会議規則の一部を改正する規則について、これも前発議と同様の理由により、会議規則を改正するものでございます。

内容は、提案の提出などにも必要な賛成者の数を、これまでの「おおむね3人」であったものを「2人」に改正するものでございます。

よろしく御協議の上、御承認のほどお願い申し上げます。

議長(米木正二君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号加美町議会会議規則の一部を改正する規則についての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(米木正二君) 御異議なしと認めます。よって、議発第2号加美町議会会議規則の一部 を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 報告第1号 専決処分した事件の報告について(車両物損による損害賠償 の額の決定について)

議長(米木正二君) 日程第5、報告第1号専決処分した事件の報告について(車両物損による損害賠償の額の決定について)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 報告第1号について説明申し上げます。

報告第1号専決処分した事件の報告についてであります。本案件は、平成17年1月12日午前8時ごろ、加美町字鹿原小山32番地の2地先において、町所有車両が除雪作業中、後進した際に後方確認を怠り、一時停止していた相手方車両(普通乗用車・宮つ300-9256)に接触し、相手方車両のボンネットに損傷を与えたことに対し、過失割合が町100%により示談が成立し、このたび賠償額が19万4,030円と決定いたしました。

そこで、地方自治法第 180条第 1 項の規定により、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することは町長専決事項に当たることから、今回、専決処分したものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

議長(米木正二君) 説明が終わりました。

これにて報告第1号専決処分した事件の報告について(車両物損による損害賠償の額の決定について)の報告を終了いたします。

日程第6 議案第1号 加美町環境基本条例の制定について

議長(米木正二君) 日程第6、議案第1号加美町環境基本条例の制定についてを議題といた します。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第1号加美町環境基本条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、地球温暖化やごみの大量廃棄など環境悪化が叫ばれる中で、町、町民、事業者などがそれぞれの役割を持って協力し合いながら、将来にわたって加美町の環境を守っていくために、その基本的な考え方を条例として制定するものであります。

条例の構成といたしましては、章建てにしており、初めに前文として加美町の位置づけと役割、豊かな自然の恵みに対する感謝の思いと、近年の環境破壊への不安、町の環境保全が地球環境の保全に結びつく環境問題の普遍性を町民すべての共有認識として、先人から受け継いだ良好な環境を次の時代の子どもたちにつないでいこうという決意を掲げました。

第1章総則では、目的や良好な環境の保全と創造を実現するための基本的な考え方、町や町民、事業者などの役割を定め、第2章の環境の保全と創造に関する基本的な施策等では、町が行う施策の基本方針や環境基本計画の策定と報告書の公表義務、規制の実施などを定めております。また、第3章では環境審議会の設置について、第4章に補則として委任を定めておりますが、この条例は町だけではなく、町民や事業者の皆さん、さらに町に滞在する人などすべての方々の協力がなければ実現できないことから、行政用語を極力排して、町民の皆さんにもわかりやすい文章でまとめた条例といたしております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(米木正二君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。37番及川六郎君。

37番(及川六郎君) 今回提案された環境基本条例については、よりよいものにしていくという立場から別に異論はないわけでありますけれども、ただ、全員協議会でも指摘しましたよう

に、いわゆる町、町民、事業者等の責務の問題、これは役割分担じゃないので、その点では明確に責務、何もこれは課長の答弁じゃないですけれども、規制するとか厳しいあれにするとかというふうなことじゃなくて、当然努力義務とそれから協力するという点では、もちろん本文にも載っていますけれども、そういう点でやはりそれぞれの置かれているところの責務を明確にする必要があるのではないかということであります。

それから、加美町の環境保全条例としているんな環境問題、環境を破壊する問題、さまざま 出た場合に適切な対応をしていくという点では、やはりこちらの環境基本条例では指導と助言 とありますけれども、指導と勧告だと思います。そういう点で、立入調査の問題、あるいは勧 告措置命令、罰則規定等も含めた形でとらまえる必要があるのではないか。この辺について再 度町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長(米木正二君) 町民課長。

町民課長(三嶋秀二郎君) 御説明申し上げます。

加美町環境基本条例につきましては、さきの全員協議会で説明したと思いますが、そのこと につきまして及川議員の理解が得られないということでございますので、再度御説明します。

環境基本条例というのは、先ほど町長が提案理由で説明しましたとおり、理念、方向、そういったものを示したものでございます。その中で、先ほど及川議員が言いました規制とか勧告とか、そういった規制の措置をなぜ入れないのかと。この環境基本条例は個々の事象といいますか、事柄をうたったものではございません。全体の加美町の環境という理念をうたったものでございます。

及川議員がおっしゃる規制とか勧告、そういったものにつきましては、ある物件、ある事象をとらえて、個々の個別条例で規制していく必要があるんじゃないかと思っております。例えば畜産関係のし尿関係とかいろいろ現在そういった公害がございますが、それらを規制するのは個々の個別法でございます。例えば畜産公害の場合は、その環境面の規制につきましては七つの個別法で規制しております。例えば畜産系にかかわる法の規制としまして、その環境関係でございますが、一つは家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律で規制しております。さらには、二つ目としまして水質汚濁防止法によって規制しております。三つ目としまして湖沼水質保全特別措置法、四つ目としまして廃棄物の処理及び清掃に関する法律、五つ目として悪臭防止法、六つ目としまして県公害防止条例、そして、七つ目としまして、その他の関連法令等によって、個別法によってそういった事柄をその事象によって規制するものであって、加美町の環境基本条例というものは個々の事象についてはうたっていないわけでござ

います。

そういうことからして、皆さんが、町民、滞在者あるいは事業主と、そういった方々がこの 理念に沿って加美町の環境を守っていくと、そういったことをここでうたった条例ですので、 御理解をお願いしたいと思います。

議長(米木正二君) 37番。

37番(及川六郎君) もちろん国、県だとか、さまざまな関係法令等がありますけれども、加 美町としての環境にかかわる問題、環境保全にかかわる問題、そういう点での明確さがあって もいいのではないかということであります。

それからあと、これ最近起きたあれなんですが、千葉県の山武町というところがあるんですけれども、ここで有機栽培という名目で産廃処理をする町外の企業が出て大変な問題が発生しているということで、このところでは、いわゆる地下水の水質保全に重点を置いた残土条例というものを設けているようでありますけれども、やはり具体的なそういう問題が発生してきた場合に、この条例等に基づいて指導なり勧告なりできるようにするというのが筋合いなのではないかという問題点を指摘しておきます。答弁要りません。

議長(米木正二君) そのほかございませんか。10番千葉明朗君。

10番(千葉明朗君) 協議会でもちょっと話ししたんですが、加美町の環境全体のことだということですが、水資源ということがどこかに入るべきじゃないかと思うんですね。加美町の水資源ということが余りうたっていないんですね。詳細でやっていくといっても、基本になければ詳細にうたうことがちょっと無理じゃないかということでございますが。

今、37番さんが言ったように、残土条例ですね。今、ちょっと伺ったんですが、中新田の方と友好である市川ですか、あそこは日本で一番先に残土条例をつくったんですね。惨たんたるものですね、今。この間、テレビでも一部やっていましたけれども。その辺のところなんかの状況、この資料をつくるときなんかの参考に何かつかんでおりますか、町民課長。

議長(米木正二君) 町民課長。

町民課長(三嶋秀二郎君) ただいまの千葉議員のその資料は入手しているかということでございますが、入手しておりません。全員協議会でもお話ししたとおり、環境基本条例があって、その後、それに基づきまして環境基本計画を平成17年度策定します。そこには、おのおのの加美町の環境のためにどうすべきかと、そういうふうな手法を計画していくわけです。その後に、18年度におきまして、その手法に沿って、じゃあ加美町ではどういった具体的な実行計画、それを18年度につくるわけです。その段階において、加美町の環境を守るためには、この

政策を実施するためにはどういった規制が必要であるかと、そういうことを環境基本計画策定 委員会、あるいはこの条例にありますが、環境審議会等で審議していただき、加美町の環境を 守るためにはこういった規制の個別法が必要であろうといった場合、個別法を制定するという ようなことでございますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長(米木正二君) 10番。

10番(千葉明朗君) わかりました。そうしますと、これは国の規則、法律がありますね、おのおの。県は県でもまたあると。環境についての汚染だとか廃棄物も含めていろいろな形を、今、県の昔の保健所が全部やっているんですね。そうでしょう。これをつくったからといって立入検査だとか、例えばそういう現場とか、どこまで指導できるかということの、これをつくるときの県との整合なんかも、これから詳細をつくる、計画書をつくるんでしょうから、これからでもいいと思いますが、何回かその整合の話し合いなんか、御指導を受けたり、何かそういう機会ありましたか、県と。

議長(米木正二君) 町民課長。

町民課長(三嶋秀二郎君) お答えします。

この条例の制定につきましては、先進市町村でつくっている条例案、そしてまた県の環境政策課、あるいは先進町に行きまして御指導、それから県に行っても御指導をいただきまして、加美町としての条例といったものを制定したということでございます。

それで、いろいろ規制、規制と言いますけれども、きのうのニュースですか、寝屋川市で先生が刃物で殺害されて、たしか兵庫県だったと思いますが、個別条例をつくりまして、刃物を使う場合は氏名、それから住所とかそういった登録をしないと売らないとか、そういった条例をつくった市もあったようですが、そういった必要に応じてそういったものを、個別法というものを、そして規制していくというものだと思っています。

そして、先ほどもお話ししたように、国の環境基本法、その下にいろいろの個別法がございます。その個別法で規制していると。大多分がその個別法で規制あるいは指導、勧告、あと罰金とかあるわけでございますが、市町村での条例というのは余り数はないと思います。前にもお話ししましたけれども、例えば水道水源地保全条例とかあるいは今回、鳴瀬川の水流保全条例というのが議員提案で出ているようですが、例えばそういったものとか、あるいはたばこのポイ捨て条例とか、そういったものがございます。ほとんどの規制措置につきましては、国、県の条例、法律によって決められてございます。そういうことをその事象によって、これは上位の法律があるから町としての個別法は要らないとか、そういったものを詳細に検証して個別

法をつくる際はやっていくべきだろうと思っております。以上です。

議長(米木正二君) そのほかございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「 なし」の声あり ) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号加美町環境基本条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(米木正二君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号加美町環境基本条例の制定 については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第2号 加美町山村ふれあい公園条例の制定について

議長(米木正二君) 日程第7、議案第2号加美町山村ふれあい公園条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第2号加美町山村ふれあい公園条例の制定について説明を申し上げます。

本案件は、農林水産省の新山村振興等農林漁業特別対策事業の採択を受け、町民の健康と福祉の増進、都市との交流拡大を図り、活力ある地域づくりを目的として、平成15年度から整備を進めてまいりました山村ふれあい公園がこの3月に完成することに伴い、施設の設置及び管理に関する事項を定めるものであります。

その概要は、将来指定管理者制度を導入できるように管理の代行と指定管理者が行う業務の範囲を定めたほか、2コース18ホールのパークゴルフ場の使用料について、ゴルフコース使用料1人1日500円の範囲内、用具の使用料(クラブ1本、ボール1個)につきましても1人1日400円の範囲内とするもので、これは中新田地区のパークゴルフ場使用料と同額といたしております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(米木正二君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。37番及川六郎君。

37番(及川六郎君) 3月完成で、4月オープンになるのかどうかわかりませんけれども、その辺ちょっとお伺いしたいんですが、当初のいわゆる山村ふれあい公園の整備事業について、平成18年度には全体の利用者が5万3,200人、このうちパークゴルフ場は1万6,260人。町長からも前段で報告ありましたけれども、各パークゴルフ場を設置している町村では、利用客との関係でだんだん厳しい状況も出てくるということで、当初100万人でしたっけ。要するに全体の誘客運動を展開すると。

その点からしますと、ではどうするのかという問題ですね。いわゆるレジャー、観光を目的とした、ここに誘客してくるための。この辺では、例えば縦貫道あるいは新幹線等と結びついた国道 347の整備だとかなんか含めて、やっぱりアクセス路がないと人も来ないわけですよね。そういう点で、誘客するための手だてをとっていかないと、これは単にふれあい公園だけじゃなくて、薬師の湯だとかあるいは宮崎のゆ~らんども含めてですけれども、そういう点で、お客さんが来ないということになれば大変なことなんですね。当初目的とした 100万人誘客運

動、これをどのように具体的に検討されているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。 議長(米木正二君) 町長。

町長(星 明朗君) 提案理由の説明でも申し上げましたけれども、このふれあい公園は、確かに都市と農村の交流拡大という目的も当然ございますけれども、前段では町民の健康と福祉の増進ということで掲げておりまして、他の地域から今のところ60万人を超すお客さんが来ているわけでありますが、その一環としてスポーツも楽しんでいっていただこうという趣旨のものでございます。ということで、交流拡大を図るということであれば、温泉利用者の方々、あるいはパークゴルフ場を利用される方々に温泉の何がしかの割り引き制度を設けて、お互いの利用促進を図るというようなことも考えておりますので、中新田のパークゴルフ場は県外からもたくさん来ていただいておりますが、各地にこういう施設ができたことによって、多少お客さんのばらつきが出てまいると思います。そういう意味では、中新田地区のパークゴルフ場の性格としては、高度な技術を要するとプレーをされた方が言っておられますが、そういう施設であるし、この小野田地区の分については、非常に平坦なところで18コースでありますから、子どもさん、それから高齢者の方も気軽に楽しめるという、そういう性格も担っておりますので、薬薬周辺の施設の利用と相まった相乗効果が期待できるのではないかというふうに考えております。

パークゴルフ場の運営費は、もちろん人件費もございますが、いわゆる芝の管理が非常に大

きなウエートを占めておりますので、適正な管理をすることによって、できるだけ経費の節減 を図ると。それは、中新田地区のパークゴルフ場の芝管理も連動させながら有効な利用を図り ながら、しかも管理費の節減を図っていこうという趣旨で、今、準備を進めているということ